条件付き一般競争入札の公告

条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告します。

令和 8 年 9 月 10 日

東京都板橋区長

坂　本　　健

1 業　　種	028 運動場施設
2 件　　名	**区立坂下三丁目保育園園庭改修工事**
3 履行場所	板橋区坂下三丁目１４－６－１０１
4 概　　要	（1）園庭工事 ・園庭ダスト舗装改修　約４３４．６㎡（改修後３２７．８㎡） ・遊具下ゴムチップ舗装新設　約１０６．８㎡ ・遊具撤去・新設（三連低鉄棒、ジャングルジム、滑り台、幼児用ハウス） ・砂場、パーゴラ撤去・新設 （2）外構工事 ・門扉改修４か所、門塀改修１か所 ・フェンス改修　約７０m ・上記に伴う電気設備工事一式、機械設備工事一式含む ※アスベスト含有建材（レベル３）の撤去作業含む
5 工　　期	**契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 15 日まで**
6 予定価格	予定価格は落札者の決定後、入札経過調書にて公表する。
7 ＪＶ発注	非対象
8 入札方法	共同運営電子調達サービスによる。 (注１)落札決定にあたっては、入札金額(総価)に 100 分の 110 を乗じた金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、消費税法の規定による課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札時に入力すること。 (注２)提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできないものとする。
9入札参加資格条件	(1)　地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。 (2)　東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成 17 年３月区長決定）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。 (3)　東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年２月区長決定）に基づく入札参加排除措置期間中でないこと。 (4)　組合及びその構成員は、同一の案件に申請することができない。 (5)　該当する業種について東京都板橋区の競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有していること。 (6)　**以下①～②の条件をすべて満たすこと。** **①板橋区に本店を有するもの又は板橋区内に代理人を置き支店・営業所等を有するもの（板橋区が定める基準による区内事業者の要件に該当する者に限る。）で、「13 申請書提出期間」内における申請時点において、共同運営電子調達サービスに登録された対象業種の共同格付のうち順位を有すること。** **②石綿作業主任者を配置できること。** (7)　信用失墜行為等、入札に参加することが不適当と認められる事由のないこと。 (8)　経営不振の状態（会社更生法第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等）でないこと。 (9)　区発注の工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従うこと等請負契約を誠実に履行すること。 (10) 区発注の工事請負契約につき、下請契約関係が適切であること。

	(11) 別紙1「工事案件に係る受注制限について」で定める同時に受注できる件数に達していないこと。なお、同時に受注できる件数のうち、総合評価方式による入札により落札した案件及び当該方式の入札での不調による随意契約を締結した場合は、1件に限り受注できる件数に含めないので留意すること。 ※開札日時時点で、同時に受注している件数が上限を下回る見込みがある場合は、申請できるものとする。 (12) 建設業法の規定に従い、当該工事現場に監理技術者又は主任技術者を適正に配置できること。 (13) 下請金額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には特定建設業の許可を持っていること
10 公正な入札の確保	(1) 資格を有すると確認を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、競争入札等参加者心得（電子調達案件用）（以下「入札心得」という。）を遵守すること。 ※共同運営電子調達サービスのお知らせ情報板橋区にて確認可能。 (2) 入札参加者は、入札に当たっては、ほかの入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額含む。）又は入札書、工事内訳書その他入札に関する書類等についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。 (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、ほかの入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額含む。）又は入札書、工事内訳書その他入札に関する書類等を意図的に開示してはならない。 (4) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
11 入札の無効	<u>下記のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。</u> (1) 共同運営電子調達サービスにて配信する発注図書（「発注図書等受領」にて取得できる。）を受領していない者のした入札 (2) 入札参加の資格を有していない者のした入札 (3) 虚偽の申請を行った者のした入札 (4) 入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札 (5) 入札又は開札時点で競争入札参加資格の取り消し又は失効等の理由により、競争入札参加資格を有していない者のした入札 (6) 入札最低価格であっても、開札日時時点で同時に受注できる件数が上限に達していた者のした入札 (7) 入札金額を0円とした者の入札 (8) 共同運営電子調達サービスで必須内訳項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、<u>材料費、労務費、法定福利費（事業主負担額）、安全衛生経費、建設業退職金共済契約掛金）</u>の入力をしていない者のした入札 (9) 明らかに連合によると認められる入札 (10) その他の入札に関する条件に違反した入札
12 申請方法	共同運営電子調達サービスによる。
13 申請書提出期間	令和8年9月10日午前9時00分から令和8年9月17日午後4時00分まで(期限厳守)
14 入札参加資格の決定	入札参加資格の審査結果は、令和8年9月29日に適否を通知する。
15 設計図書の配付	令和8年9月29日以降に、共同運営電子調達サービス発注図書等受領にて入手すること。 ※紙での配付は行わない。
16 質問の方法	設計図書等に対する質問がある場合には、共同運営電子調達サービスにて質問すること。 受付期間　入札参加資格確認結果通知書の発行日から令和8年10月6日午後4時00分まで
17 回答の方法	質問に対する回答は、共同運営電子調達サービスにて供覧する。 供覧期間　令和8年10月9日午前10時00分から入札期限まで ※入札参加者は質問の提出の有無にかかわらず、共同運営電子調達サービスに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。 　なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。

18 入札期間	入札参加資格確認結果通知書の発行日から**令和 8 年 10 月 19 日午前 10 時 00 分まで(期限厳守)** **※入札時に共同運営電子調達サービス上で必須内訳項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、材料費、労務費、法定福利費（事業主負担額）、安全衛生経費、建設業退職金共済契約掛金）を入力すること。なお、入札時における添付資料は不要である。**また、入札書受理書が発行されない場合は、不参扱いとなるので注意すること。２回目以降の入札時も同様とする。
19 開札日時	**令和 8 年 10 月 19 日午前 10 時 05 分**
20 開札場所	共同運営電子調達サービス
21 入札執行の回数	最大３回 なお、１回目の入札で落札者が無い場合は再度入札を行う。この場合、共同運営電子調達サービス上で開札後に再度入札日時、開札予定日時等を記した「再度入札通知書」を送信するため確認し対応すること。ただし、**１回目の入札において「辞退」、「不参」、「最低制限価格未満」又は「無効」となった者は再度入札には参加できないものとし、**３回目の入札を行う場合も同様とする。また、２回目以降の入札も１回目と同様の競争方法とするため、共同運営電子調達サービス上で必須内訳項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、材料費、労務費、法定福利費（事業主負担額）、安全衛生経費、建設業退職金共済契約掛金）を必ず入力すること。
22 最低入札参加者数	１者
23 落札者への通知	落札者には共同運営電子調達サービスを通じて開札日時以降に通知する。
24 落札者への契約書の配付方法	契約書は窓口で手交するため、通知を受けた者は、通知を受けた後３開庁日以内に受付票とその写し及び落札通知書を持って総務部契約管財課契約係（区役所北館7階）に来庁すること。
25 最低制限価格	設定する
26 入札保証金	免除
27 契約保証金	必要な場合がある
28 前払金	あり ただし、契約金額 200 万円未満の公共工事・工期４０日未満の公共工事（土木・建築工事に関する設計、調査及び測量を含む。）を除く。
29 使用する契約条項	「工事請負契約書（総価）」※板橋区ホームページを参照すること。
30 その他	(1) 落札者は、申請時に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。なお、配置予定技術者の配置ができない状況となった場合は、板橋区と協議のうえ、その承諾を得ること。 (2) 建設業退職金共済制度等の適用及び運用は、落札者の負担と責任において行わなければならない。 (3) 契約金額が 500 万円以上の工事は、工事実績情報サービスコリンズに基づく工事実績情報の登録を行わなければならない。 (4) 短期雇用労働者を雇用する場合は、東京都内公共職業安定所の紹介する労働者を雇用するよう配慮すること。 (5) 落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、入札書に金額とともに入力したくじ番号に基づき落札者を決定する。（共同運営電子調達サービス電子入札操作手順書(工事)を参照のこと。） (6) 共同運営電子調達サービスでの電子入札に関する操作方法等の不明点については、「コールセンター　TEL0570-05-1090」へ問い合わせること。 (7) **入札を辞退する場合は、別紙２、辞退理由一覧から該当する番号を選択し、共同運営電子調達サービスの辞退理由記入欄に記載すること。**

【別紙１】

工事案件に係る受注制限について

１　受注制限について

（１）業種の取り扱い

下記の業種については、登録業種にかかわらず同種の工事とみなして件数を数えます。

①土木工事・・・・・・道路舗装工事、橋りょう工事、河川工事、一般土木工事　計４業種

②管工事・・・・・・・給排水衛生工事、空調工事　計２業種

③塗装工事・・・・・・一般塗装、橋りょう塗装　計２業種

④交通安全関連工事・・道路標識設置、道路標示塗装、ガードレール、すべり止め舗装　計４業種

（２）同時に受注できる件数

	同一工事又は業種（エレベーターを除く）で同時に受注できる件数
板橋区内に本店がある事業者	３件
板橋区内に本店又は代理人を置いた支店・営業所等がない事業者（板橋区内に代理人を置いた支店・営業所等のみがある事業者も同じ）	１件

※業種のうちエレベーターについては、上表にかかわらず２件とします。

（３）受注制限の適用時期について

①履行完了の時期

請負業務の完了後、板橋区の検査に合格したときになります。

②適用時期

案件の開札日時時点とします。したがって、上限件数まで受注している場合には、開札日時までに板橋区の検査に合格していないと有効な入札とはなりません。

（４）入札参加資格が建設工事共同企業体（以下「ＪＶ」という。）とする場合のＪＶの各構成員の受注制限

受注制限は、ＪＶの各構成員にも同様に適用します。このため、ＪＶの構成員に開札日時時点で上限件数まで受注している事業者を含む場合には、有効な入札とはなりませんのでＪＶの結成に際してはご注意ください。

（５）褒賞事業者の取り扱い

褒賞を受けた事業者に対しては、当該業種について同時に受注できる件数を加算します。加算期間は、褒賞を受けた年度から翌々年度の 5 月末までとし、褒賞を受けた年度ごとに 1 件加算します。複数年度で褒賞を受けている場合、年度ごとに加算します。

ただし、褒賞事業者が加算期間中に、業種を問わず 60 点未満の工事成績評定の総評定点を受けた場合は、その決定日以降、加算は失効します。

２　件数の取り扱いについて

以下のとおりとしますが、公告又は入札説明書等に別に受注制限について定めている場合は、その定めが優先されます。

（１）条件付き一般競争入札又は希望制（公募型）指名競争入札による契約の場合

同時に受注できる件数に含めます。

（２）入札不調による随意契約の場合

同時に受注できる件数に含めます。

（３）希望制（公募型）によらない指名競争入札による契約の場合

原則、同時に受注できる件数に含めません。

（4）単価契約の場合
　原則、同時に受注できる件数に含めません。

（5）総合評価方式による契約の場合
　総合評価方式による入札により契約した案件（当該方式の入札で不調による随意契約も含む。）については、前記（2）によらず1件に限り同時に受注できる件数に含めません。

（6）契約期間が複数年度にわたる案件を受注している場合（債務負担行為に基づく案件）
　履行が完了するまでは同時に受注できる件数に含めます。

（7）入札不調によらない随意契約の場合
　前記（1）から（6）の取扱いにかかわらず、同時に受注できる件数に含めません。

【別紙2】

辞 退 理 由 一 覧

辞退理由を次のものから選択し、該当する番号を共同運営電子調達サービスの辞退理由記入欄に記載すること。
なお、選択肢の内容が十分でない場合や選択肢に補足が必要な場合は、その旨を記載すること。

① 必要な資源（技術者など）の確保ができなかったため
② 協力会社が辞退したため
③ 原材料の手配が思うようにいかなかったため
④ 他の工事との調整がつかなかったため
⑤ 参加しても（参加しつづけても）受注の見込みがないと判断したため
⑥ 特殊工事であることがわかったため
⑦ 既設の改修工事であったため
⑧ 利幅が小さい、あるいは赤字と見込まれたため
⑨ 応札に当たり技術資料の作成等経費負担が大きいと考えたため
⑩ 工期が短かったため
⑪ 現場等地理的な問題があったため
⑫ 入札金額を誤った額で提出してしまったため
⑬ 受注制限を考慮し、他の案件の受注を優先したため
⑭ その他（自由に記載すること）

（参考）選択理由に補足をする場合は、番号の後に記載すること。

（例）「①技術者の手配ができなかった」

「③発注情報の入手が遅れて事前の準備・調整がつかなかった」